

## I はじめに

わが国における古代の都城に関する調査研究は、近年著しい進展をみせている。特に藤原・平城・長岡・平安諸宮跡および京跡をはじめ、難波・飛鳥・大津・恭仁・柴香楽宮跡など古代史上に現われるほとんどの都城関連遺跡の発掘調査が進められたことによって、多くの重要な知見が得られ、またそれらをめぐる研究成果も枚挙にいとまがない。

都城の最も顕著な表徴は、規格的な街区と道路とを備えた条坊制度にある。この条坊制度のあり方は、各都城の内包する歴史的意義の一面を反映したものと評価することができる。しかし、都城制の根幹とも言うべき条坊の存在形態、あるいはそれに類似した性格をもつ宮域内の諸区画の地割についての従来理解には不十分な点が多く、最も基本的な次元における重大な誤認もみとめられる。本稿では、都城制独自の条坊制が初めて採用されたと考えられる藤原京と律令制都城の完成とみられる平城京<sup>1</sup>における条坊制地割と宮域内区画地割との再検討を試み、都城制研究の一つの基礎的素材を提示する。